

令和3年第1回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第1号
受 理 年 月 日	令和3年2月12日
件 名	「選択制夫婦別姓制度の法制化に関する意見書」の提出を求める請願
請願者の住所 及び氏名	尾 関 行 雄
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	工藤日出夫、今 関 公 美

【請願趣旨】

結婚して氏を改めなければならないことで、約95%が夫の氏で婚姻届が提出されているのが現実であります。今年の正月のテレビドラマで、若いカップルは夫婦別姓が実現するまで婚姻届をしないで事実婚を続け、妊娠を機に婚姻届を提出しました。これが今の日本の夫婦の現実であり、95%は女性が氏を改めています。夫婦の氏の選択は思想とかイデオロギーではなく、親の氏を使ってきた実績であり、結婚で氏を改めることが生活をしていく上で困るからです。「夫婦同姓制度」により、改姓によって築き上げてきたキャリアが中断されたり、不便を堪えながら事実婚を選ぶ夫婦が現実です。選択制夫婦別姓に反対している方々は「家制度と家族の絆が壊れる」、「子どもがかわいそう」、「離婚が増える」などを理由にしていますが、日本の戸籍制度は既に崩壊しつつあり、その訳は夫婦が離婚した時に結婚で氏を改めた方が婚姻中の氏を継続できるようになったからで、更にいえば、外国人と国際結婚したカップルは夫婦別姓であることで、明治時代の戸主＝筆頭者を中心とした家制度は現在の多様化時代には適していないのです。また、夫婦と2人姉妹の4人家族で姉が夫の氏で結婚したとした場合、家族の氏はいずれなくなってしまうことになります。

いずれにしても多様化している世の中で、夫婦同姓を当然と考えたり、諦めたりする女性が多く、逆に妻の氏で結婚した男性も氏を改めたことで女性と同じ気持ちになるのです。すなわち「夫婦同姓」は結婚する2人のどちらかに悲しい思いをさせることになるのです。選択制夫婦別姓は世界各国当たり前で、夫婦強制的同姓は日本のみです。選択肢を持てる民法第750条の改正を求める声が広がっており、2018年2月内閣府が公表した世論調査結果では、法改正賛成と容認が66.9%、反対が29.3%で、賛成が反対を大きく上回っています。選択制夫婦別姓の導入に向けた機運は大きく高まっており、政府の責務になっています。

**【請願事項】**

北本市議会は国に対して、民法の改正と関連法令の改正を強く求めることを市議会として意見書を採択して地方自治法第99条の規定により意見書を国に提出していただきたくお願いいたします。